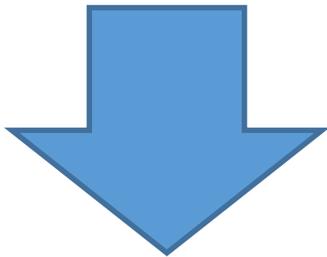


「農地の相続等の届出」のお願い

農地の相続を受けたときは・・・

相続した農地の所在する
市町村農業委員会に届出
をお願いします。



相続登記が完了したら、「登記完了証」をお持ちの
うえ、農業委員会事務局または各支所へお越しくだ
さい。

届出は、農地等について権利を取得したことを知った
時点から、概ね10か月以内の期間にお願いします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会が
きちんと把握して、農地の有効利用に努めます。

なお、農業委員会では、相続を受けた方が地元を離れていて、自分で
管理できない場合などのご相談もお受けします。

まずは、お電話でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

新発田市農業委員会事務局

新発田市住田510番地（加治川庁舎2階）

電話：0254-33-3119（直通）